

（使用料）

第8条 第3条第1項第4号及び第5号に掲げる行為の許可を受けた者は、別表第1から別表第4までに定める額の使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、市長が定める期日までに納付しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第11条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第12条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第7条の規定により第3条第1項の許可を取り消され、若しくは行為の中止若しくは歴史公園からの退去を命ぜられたときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

（損害の賠償）

第13条 歴史公園を使用する者は、その責めに帰すべき理由により施設等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、当該汚損、破損又は滅失がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者による管理等）

第14条 市長は、歴史公園の管理を行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を指定することができる。

2 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、歴史公園の管理を行わなければならない。

3 指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 第3条第1項の許可に関する業務

(3) 歴史公園の施設等の維持及び管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

4 第1項の規定により指定管理者に歴史公園の管理を行わせる場合における第3条及び第5条から第7条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（利用料金）

第15条 前条第1項の規定により指定管理者に歴史公園の管理を行わせる場合において、市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、第3条第1項第4号及び第5号に掲げる行為の許可を受けた者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

3 利用料金の額は、別表第1から別表第4までに定める額を超えない範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を返還することができる。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第14条第1項及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1（第3条、第8条、第15条関係）

区分		単位	金額
お茶と宇治のまち交流館	ミュージアム	大人	1人1回 600円
		子ども	1人1回 300円

備考 「子ども」とは、6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「大人」とは、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日以後にある者をいう。

別表第2（第3条、第8条、第15条関係）

区分		単位		金額	
お茶と宇治のまち交流館	専用使用	A	午前	午前9時から正午まで	3,700円
			午後	午後1時から午後5時まで	4,900円
			夜間	午後6時から午後10時まで	5,200円
			午前・午後	午前9時から午後5時まで	8,600円
			午後・夜間	午後1時から午後10時まで	10,100円
			全日	午前9時から午後10時まで	13,800円
	B	午前	午前9時から正午まで	2,400円	
		午後	午後1時から午後5時まで	3,200円	
		夜間	午後6時から午後10時まで	3,400円	

	体験室	1	午前・午後	午前9時から午後5時まで	5,600円
			午後・夜間	午後1時から午後10時まで	6,600円
			全日	午前9時から午後10時まで	9,000円
		2	午前	午前9時から正午まで	1,900円
			午後	午後1時から午後5時まで	2,600円
			夜間	午後6時から午後10時まで	2,800円
			午前・午後	午前9時から午後5時まで	4,500円
			午後・夜間	午後1時から午後10時まで	5,400円
			全日	午前9時から午後10時まで	7,300円
			午前	午前9時から正午まで	2,300円
			午後	午後1時から午後5時まで	3,100円
			夜間	午後6時から午後10時まで	3,300円
		全日	午前9時から午後10時まで	8,700円	
		附属設備			附属設備ごとに、1,500円を限度として規則で定める額
駐車場			普通自動車1台につき駐車時間30分までごと 150円		

備考

- 講座・会議室及び体験室の使用を延長する場合（正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの時間に限る。）において、当該延長の時間が30分を超えるときは、次の各号に掲げる講座・会議室及び体験室の区分に応じ、この表に定める額に当該各号に定める額を加算する。
 - 講座・会議室A 1,230円
 - 講座・会議室B 800円
 - 体験室1 630円
 - 体験室2 760円
- 冷房又は暖房の装置を使用する場合は、この表（講座・会議室及び体験室に限る。）に定める額（前項の規定の適用がある場合は、同項の規定により算定した額）に10分の3を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）を加算する。
- 第1項の場合において、附属設備を引き続き延長して使用するときの当該附属設備に係る使用料は、この表に定める額に10分の3を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）を加算する。
- 使用者が入場料その他の料金を徴収する場合及び営業の宣伝その他の営利の目的をもって使用する場合は、この表（駐車場を除く。）に定める額（前3項の規定の適用がある場合は、これらの規定により算定した額）に1を乗じて得た額を加算する。
- 「普通自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車をいう。

別表第3（第3条、第8条、第15条関係）

区分	単位	金額
広場 専用使用	1平方メートル当たり1日	20円
附属設備	附属設備ごとに、3,000円を限度として規則で定める額	

備考

- 単位の端数計算については、次の各号に掲げるところによる。
 - 使用期間が1日未満のとき、又は使用期間に1日未満の端数が生じたときは、これを1日とみなす。
 - 使用面積が1平方メートル未満のとき、又は使用面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、これを1平方メートルとみなす。
- 使用者が次の各号に掲げる者のいずれにも該当しない場合は、この表に定める額に1を乗じて得た額を加算する。
 - 市内に居住する者
 - 市内に所在する事業所、各種団体等に勤務する者
 - 市内に所在する中学校、高等学校、特別支援学校の中学部及び高等部、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校その他これらに準ずる施設のうち市長が認めるものに在学する者
 - 市内に所在する事業所、各種団体等
- 使用者が入場料を徴収する場合は、この表に定める額に2を乗じて得た額を加算する。

別表第4（第3条、第8条、第15条関係）

区分	単位	金額
業として行う写真撮影（別表第1から別表第3までに掲げる施設における写真撮影を除く。）	撮影機（写真機）1台当たり1日	150円
業として行う映画撮影及び別表第1から別表第3までに掲げる施設において業として行う写真撮影	1日	4,500円

備考 単位の端数計算については、使用期間が1日未満のとき、又は使用期間に1日未満の端数が生じたときは、これを1日とみなす。

（揭示済）

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第6号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例（平成12年宇治市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の2中「117,100円」を「119,440円」に、「88,700円」を「90,470円」に、「140,000円」を「142,800円」に、「100,100円」を「102,100円」に、「162,800円」を「166,050円」に、「111,600円」を「113,830円」に、「185,700円」を「189,410円」に、「123,000円」を「125,460円」に、「221,900円」を「226,330円」に、「139,600円」を「142,390円」に、「294,700円」を「300,590円」に、「176,000円」を「179,520円」に、「541,300円」を「552,120円」に、「297,600円

」を「303,550円」に改める。

別表第3第3号イの表中「に規定する」を「第15条第1項に規定する」に、「

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	376,000円（適合証が添付されている場合は、28,000円）
-----------------------------	----------------------------------

」

を「

に改め、同

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	291,000円（適合証が添付されている場合は、17,000円）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	376,000円（適合証が添付されている場合は、28,000円）

」

表の備考第2項中「376,000円」を「291,000円」とあるのは「114,000円」と、「376,000円」に改める。

別表第4中

を

建築物の非住宅部分に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額

300平方メートル未満のもの	231,000円（当該建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物（以下この号及び第3号において「他の建築物」という。）である場合は、10,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	374,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	533,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	657,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	776,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	885,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円）
50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円）

建築物の非住宅部分に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表に定める額に、別表第1第4号に規定する額を加算した額

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	108,000円
-------------------------------	----------

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	141,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	199,000円
50,000平方メートル以上のもの	257,000円

建築物の非住宅部分に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額

300平方メートル未満のもの	231,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	374,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	533,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	657,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	776,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円)
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	885,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円)
50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)

建築物の非住宅部分に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額

ア 工場等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第10条第1号に規定する工場等をいう。以下この号から第3号までにおいて同じ。)の用途に供する部分の床面積の合計

300平方メートル未満のもの	24,000円(当該建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物(以下この号及び第3号において「他の建築物」という。)である場合は、10,000円)
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	32,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、17,000円)
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	44,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	153,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	189,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円)
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円)
50,000平方メートル以上のもの	324,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)

イ ア以外の部分の床面積の合計

300平方メートル未満のもの	231,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、17,000円)

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	374,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	533,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	657,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	776,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	885,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円）
50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円）

建築物の非住宅部分に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ当該ア及びイの表に定める額を合算した額に、別表第1第4号に規定する額を加算した額

ア 工場等の用途に供する部分の床面積の合計

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	12,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	17,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	81,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	101,000円
50,000平方メートル以上のもの	140,000円

イ ア以外の部分の床面積の合計

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	51,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	108,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	141,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	199,000円
50,000平方メートル以上のもの	257,000円

建築物の非住宅部分に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額

ア 工場等の用途に供する部分の床面積の合計

300平方メートル未満のもの	24,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	32,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、17,000円）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	44,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円）